

## 静岡県福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容（令和7年厚生労働省告示第113号。以下「厚生労働省告示」という。）に定めるもののほか、政令第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定（以下「指定」という。）の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (講習の基準)

第2条 省令第22条の33第3号の必要な数の講師を有することとは、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

- (1) 一の講習について3人以上の講師で担当すること。
- (2) 演習を担当する講師については、講師1人につき受講生がおおむね50人を超えない程度の割合で担当すること。
- (3) 病気等の理由により講師が担当できなくなる場合には、代替講師の確保、予備日の設定等の手段が講じられること。

2 省令第22条の33第4号の教授するのに適当な者であることとは、別表第1科目の欄の区分に応じ、同表講師の要件の欄の要件を満たすものであることとする。

### (指定の要件)

第3条 政令第4条第2項第1号の福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）を適正に実施する能力があると認められることとは、別表第2の要件を満たすものであることとする。

### (指定の申請)

第4条 政令第4条第2項の申請は、初回の指定講習の受講者の募集を開始する日の3月前までに、別に定める申請書を提出して行うものとする。

2 省令第22条の34において準用する省令第22条の26第1項第9号に掲げる事項を記載した書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 前年度の決算報告書
- (2) 申請者の概要及び資産状況を明らかにする書類
- (3) 初年度の事業計画書（講習課程に係る日程、場所及び各科目ごとの時間割を記載したものであること。）
- (4) 初年度の講義を行う講師の保有する資格等の証明書の写し及び当該講師の承諾書（講師本人の署名のあるものであること。）
- (5) 講習を行う教室の平面図、当該教室の設置者の氏名（法人にあっては、名称）を記載した書類及び当該教室の設置者の承諾書
- (6) 募集案内その他受講希望者に提示する事項を記載した書類
- (7) 講習に使用するテキストを記載した書類

### (事業計画書の提出)

第5条 事業者は、毎年度（指定の日の属する年度を除く。）、その年度の初回の指定講習の受講者の募集を開始

する日の1月前までに、別に定める事業計画書を知事に提出しなければならない。

(変更、廃止、休止又は再開の届出)

第6条 政令第4条第2項第2号ロの規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。

(修了証明書の交付)

第7条 事業者は、政令第4条第1項第9号の証明書を、指定講習の全ての課程を修了した者に交付するものとする。

(名簿及び事業報告書の提出)

第8条 省令第22条の34において準用する省令第22条の30の規定により知事に提出する名簿及び事業報告書の様式は、別に定めるものとする。

(指定等の公表)

第9条 知事は、事業者の指定を行った場合及び事業者の指定を取り消した場合は、公表するものとする。

(関係書類の保存)

第10条 指定講習を行った者は、指定講習に関する関係書類を5年間保存しなければならない。ただし、省令第22条の34において準用する省令第22条の30の規定により知事に提出する名簿及び事業報告書については、永久保存しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

講師要件表

科目	講師の要件
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割 (2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
2 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み (2) 介護サービスにおける視点	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教員 ⑥前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 高齢者の日常生活の理解 (4) 介護技術	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴 (2) 福祉用具の活用	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み (2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

講師（医師は除く。）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

## 別表第2（第3条関係）

### 事業者の指定に関する要件

- 1 指定講習に係る事業（以下「講習事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び講習事業の安定的な運営に必要な財政基盤を有する者であること。
- 2 省令第22条の33の基準に適合する講習を行うこと。
- 3 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等講習事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 4 講習事業の運営上知り得た指定講習の受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- 5 事業所の所在地以外の都道府県で指定講習を実施する場合及び実施した場合には、指定講習の実施場所を管轄する都道府県に次に掲げる書類を提出すること。
  - (1) 第5条に規定する事業計画書
  - (2) 省令第22条の34において準用する省令第22条の30に規定する事業報告書
- 6 省令第22条の34において読み替えて準用する省令第22条の26第1項第4号の運営規程には、次に掲げる事項を定め、これを公開すること。
  - (1) 開講目的
  - (2) 講習の名称
  - (3) 事業所の所在地
  - (4) 講習期間
  - (5) 講習課程
  - (6) 講師氏名
  - (7) 修了評価の実施方法
  - (8) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
  - (9) 年間の開講時期
  - (10) 受講手続
  - (11) 受講料（補講等に係るものを含む。以下同じ。）等受講に際し必要な費用の額
- 7 受講者の募集は、指定講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集しないこと。
- 8 指定講習を実施するに当たっては、次に掲げる事項を募集案内等に記載し、受講希望者に対して周知すること。
  - (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第194条に定める一定の有資格者については、この講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること。
  - (2) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
  - (3) その他講習の内容に関する重要事項
- 9 厚生労働省告示に規定する講習課程については、おおむね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2月以内の範囲内で修了すること。ただし、これによることが困難な特別

の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときは、この限りでない。

- 10 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
- 11 講習への出席状況等講習の受講者に関する状況を確実に把握すること。
- 12 政令第4条第3項の規定により指定の取消しの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しないものでないこと。